

入者側も含め、関係者が再造林を自らの問題として捉えて資金を拠出することで森林所有者の負担軽減を図っており、再造林促進の効果が期待できる。

このほか、各地域の実情に即して、地方公共団体が森林整備等を主な目的として導入している住民税の超過課税や、森林環境譲与税を財源として、森林所有者等の再造林費用の負担軽減を行う取組もみられる(事例 特-3)。

### 事例 特-3 栃木県における超過課税を活用した再造林支援等の取組

栃木県では、県民全体の理解と協力の下で、森林を守り育て次の世代に引き継いでいくため、平成20(2008)年度に住民税の超過課税として「とちぎの元気な森づくり県民税」を創設し、森林整備等の財源として活用している。

具体的には、本格的な利用期を迎えた人工林について森林資源の循環利用を進めるため、主伐後の地<sup>ごし</sup>拵え、植栽、下刈りに対して支援するほか、植栽した苗木への忌避剤の散布等に対して支援しており、再造林や獣害対策等に伴う森林所有者の費用負担の軽減に効果を上げている。また、境界等が不明な森林の解消を図るため、森林組合等による地籍調査への支援等も併せて実施している。

さらに、県の森林環境譲与税を活用して、森林経営管理制度等が円滑に運用されるよう市町村職員を対象とした研修会等を開催するなど、両税を活用した取組を一体的に進めることによって、森林の公益的機能の持続的な発揮に貢献している。



とちぎの元気な森づくり県民税を活用して実施する植栽及び下刈りの様子